

## 令和5年度 第3回船橋市子ども・子育て会議 会議録

### 開催日時

令和6年2月9日（金）10時00分～12時00分

### 開催場所

船橋市役所9階 第1会議室

### 出席者

#### （委員）

横山 洋子（会長）	千葉経済大学短期大学部教授
佐藤 有香（副会長）	和洋女子大学教授
生田 邦彦	船橋市保育協議会顧問
伊藤 ミチ子	船橋市認可外保育所連絡会顧問
尾木 修介	日本青年会議所教育部会シニア
児玉 亮	千葉県市川児童相談所船橋支所長
鈴木 ひろ子	船橋市私立幼稚園 PTA 連絡協議会会長
竹園 公一朗	船橋市保育園父母会連絡会副事務局長
鶴崎 桜子	ふなばししファミリー・サポート・センター （育児）協力会員
仲臺 和浩	船橋市中学校長会副会長
中原 美恵	東洋大学名誉教授
原 綾子	船橋市 PTA 連合会事務局長
古川 綾子	市民委員
松崎 総一	全国私立保育園連盟組織部部長
和久 貴子	船橋市小学校長会庶務幹事

#### （市職員）

健康福祉局長 大竹 陽一郎、こども政策課長 三輪 明  
こども家庭支援課長 豊田 道昭、子育て給付課長 大山 隆司  
児童相談所開設準備課長 大屋 武彦、保育運営課長 北川 寿宏  
保育入園課長 由良 公伸、地域子育て支援課長 齊藤 正宏  
療育支援課長 大内 雄三、地域保健課長 高橋 和彦  
教育総務課長 田島 正則

※その他関係各課職員

#### （事務局）

こども政策課 課長補佐 渡邊 浩史、主査（総務企画係長） 古川 公一、  
主事 新井 優美、主事 住田 勇樹

## 次第

1. 開会
2. 議題等
  - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について
  - (2) 令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業（案）について
  - (3) 保育料多子軽減策の拡充（案）について
  - (4) 令和6年4月以降の利用定員の取扱いについて
  - (5) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）
  - (6) 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について（速報）
3. 閉会

## 公開区分

公開

## 傍聴者の定員・傍聴者数

定員10人 傍聴者0名

## 議事

### 1. 開会

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

定刻となりましたので、これより令和5年度第3回船橋市子ども・子育て会議を始めさせていただきます。

本日、司会進行を務めさせていただきます、こども政策課 課長補佐の渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

なお、小出委員、田中委員、星野委員、山中委員、山本委員につきましては、本日は所用により欠席のご連絡をいただいております。

また、古川委員につきましては、参加の予定でしたが、現時点でいらっしゃっておりません。

はじめに、本日の会議の進行などについてお伝えいたします。

本日の審議は90分程度を予定しております。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

会場のマイクの使用方法ですが、トークボタンを押しますと赤いランプがつきますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。終わりましたら、再度、トークボタンを押していただくようお願いいたします。

オンライン参加の皆様につきましては、ハウリングや雑音の混入を防ぐため、ご発言される際を除き、マイク機能はオフにしておいていただきますようお願いいたします。ご発言を希望される際は、カメラに向かって挙手していただくか、ビデオ会議ソフトの手上げ機能でお知らせください。指名を受けましたら、手上げ機能を使っていけば手のひらマークをクリックして手を下げて、マイク機能をオンにして、ご発言をお願いいたします。終わりましたら、マイク機能をオフにさせていただきますようお願いいたします。これより資料の確認をさせていただきますが、資料2、資料3につきましては、ご案内のとおり、本日会場にお越しの委員の皆様には、机上に置かせていただいております。オンライン参加の委員の皆様には、郵送させていただきますのでお手元にご用意ください。

それでは配付資料を確認させていただきます。

会場席次表、次第、配付資料一覧、(資料1-1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について、(資料1-2) 施設位置図、(資料1-3) ブルッキング保育園の吸収分割に係る経緯、(資料2) 令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業(案)について、(資料3) 保育料多子軽減策の拡充(案)について、(資料4) 令和6年4月以降の利用定員の取扱いについて(参考資料①) 令和6年2月1日時点の確保の進捗見込み、(資料5) 船橋市児童相談所の設置について(進捗報告)、(資料6) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について(速報)の12点になります。

不足はございませんでしょうか。不足がある場合には、予備の資料をお渡しいたしますので、お知らせください。

会議の進行などについてのご案内は、以上です。

それでは議題に入る前に、本日の会議運営について、横山会長よりご報告がございます。横山会長よろしくお願ひいたします。

## 2. 議題等

### ○横山会長

委員の皆様、おはようございます。オンラインにて参加させて頂いております横山です。

1月の中頃から目の調子が悪く、本日の会議の進行は、会場にいらっしゃる佐藤副会長にお願いしたいと思ひます。佐藤副会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

### ○佐藤副会長

はい、横山会長ありがとうございます。

それでは、不慣れではございますが、本日は私の方で進めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

では、これより、令和5年度第3回船橋市子ども・子育て会議の議事に入りたいと思ひます。

本日の会議は、20名の委員のうち、14名の方々にご出席をいただいておりますことから、船橋市子ども・子育て会議条例第8条第2項に規定されております、過半数の「定足数」に達しておりますことをご報告いたします。

また、「会議の公開・傍聴」についてでございますが、議題には不開示情報が含まれておりませんので、本日の会議は「公開」とし、傍聴者の定員を10名として、市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。

なお、事前に受け付けた結果、本日は、傍聴者無し、ということで事務局より報告を受けております。

#### (1) 特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について

### ○佐藤副会長

それでは、議事に入りたいと思ひます。

議題の1点目、「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について」です。

保育運営課よりご説明をよろしくお願ひいたします。

### ○保育運営課長

議題の1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について」ご説明いたします。

説明は、「資料1-1」に沿って行います。「資料1-2」の施設位置図は、併せて、ご参考にご覧いただければと思ひます。

それでは、資料の1ページ「1. 利用定員の設定について」をご覧ください。

定員の設定になります。

教育・保育施設及び地域型保育事業においては、各施設・事業の認可時に施設規模等に応じて設定される認可定員とは別に、市が施設、事業所に対して行う給付費の単価の算定基準となる「利用定員」を、子どもの年齢や保育の必要性の有無に応じた教育・保育給付認定区分ごとに、0歳と、1歳から2歳、及び3歳から5歳の別に定めることとなっております。

表に示しておりますとおり、施設・事業の種類に応じて、設定する利用定員の数及び認定区分が異なっております。

次に利用定員の設定に関する留意事項になります。

利用定員については、原則として認可定員と一致させることとしつつ、地域や施設毎の状況を踏まえて、認可定員の範囲内で設定いたします。

この際、新設当初に4、5歳の定員が埋まらないと見込まれる施設については、開設後1、2年度目に限って4、5歳児の利用定員を認可定員から引き下げて設定する場合があります。

また、最近の実利用者数の推移や今後の利用見込み等を踏まえ、認可定員を下回る利用者が見込まれる場合については、事業者の意向を確認した上で、利用定員を認可定員から引き下げて設定することがあります。

新たに市が利用定員を設定する際には、子ども・子育て支援法の規定に基づき、あらかじめ子ども・子育て会議の意見を伺うこととなっておりますことから、令和6年4月に開設を予定している各施設・事業所の利用定員の設定案について説明させていただきます。

資料3ページに移ります。

令和6年4月に新たに確認予定の施設・事業所の利用定員の設定（案）を一覧で掲載しております。

また、4ページには、各施設・事業所の位置を示すマップを掲載しておりますので、併せてご確認ください。

施設類型別の数としては、保育所が西部区域、南部区域で1施設ずつ、小規模保育事業A型の事業所が、東部区域に1事業所、新制度へ移行予定の幼稚園が西部区域と北部区域に1施設ずつとなっております。

各施設の概要及び利用定員の設定（案）について、番号順に説明いたします。

1番「船橋馬込公園前雲母保育園」になります。

こちらは、株式会社モード・プランニング・ジャパンが、新たに整備・開設を予定している保育所となります。

馬込沢駅から歩行距離約850メートルの場所に開設が予定されております。

認可定員は60人ですが、開設当初の4、5歳児の保育需要が定員に満たないことが見込まれるため、開設時は利用定員を認可定員から引き下げて設定する予定です。

内訳は、0歳が3人、1、2歳が22人、3～5歳が15人、合計40人の設定を予定しております。

次に、2番目の「ブルッキング保育園」になります。

「有限会社 ID・アーマン」を運営主体とする既存の「ブルッキング保育園」について、設置者の変更に伴う認可の廃止及び再認可となります。

「資料1-3 ブルッキング保育園の吸収分割に係る経緯」をご覧ください。

「有限会社 ID・アーマン」を運営主体とする「ブルッキング保育園」への認可を廃止し、同施設を活用して「株式会社ナーサリープラットフォーム」を運営主体とする「ブルッキング保育園」を認可する計画となります。

現運営法人である「有限会社 ID・アーマン」と新事業者である「株式会社ナーサリープラットフォーム」は、共通の親会社である「株式会社リビングプラットフォーム」の100%子会社であり、子会社から子会社へ「ブルッキング保育園」を譲渡するものとなります。

なお、近年事業者から、事業譲渡等による設置運営事業者の変更に関する問い合わせを受ける機会がありますので、市としてそのような設置運営事業者の変更についての考え方を示し、新施設の設置予定者が認可の要件を満たしているか、また、既存施設の利用者に不利益が生じないか等を審査する旨、事業者宛てに通知しているところです。

本件についてもそのような観点から計画の内容を審査しており、既存施設にて勤務している施設長含む全職員が、設置者の変更後も継続して保育に従事する計画であり、利用者に不利益や混乱が生じないように努める旨報告を受けております。4月入所者へは入園説明の際に丁寧に説明を行うこととなっております。また、在園中の園児については、引き続き同施設に在籍するため、既に、在園児の保護者への説明は行われており、混乱はなく理解いただいているとのことです。

資料1-1の3ページにお戻りください。

施設は、船橋駅から歩行距離約700メートルの位置にあります。

最新の令和6年1月1日時点の入所児童数は、0歳児が6人、1歳児が12人、2歳児が16人、3歳児が13人、4歳児が6人、5歳児が9人、合計で62人となり、現状として認可定員を大きく下回っていることから、令和6年4月以降の入所予定数等を勘案し、認可定員90人に対し、利用定員は0歳が6人、1、2歳が24人、3～5歳が40人の、合計70人での設定を予定しております。

小規模保育事業とは、地域型保育事業の一類型として0～2歳を対象とする保育施設で、そのうちA型というのは、乳幼児の保育に直接従事する職員を、保育士資格を有する者に限る事業類型となっております。

0～2歳が対象の事業所となりますので、1号及び2号認定子どもの定員設定はございません。

次に3番目の「神明キッズナーサリー」になります。

こちらは、市内で「神明幼稚園」を運営する「学校法人 畑佐学園」が、同幼稚園の建物内の空き教室を利用して整備・開設を予定している小規模保育事業所となります。東葉高速線「飯山満駅」から歩行距離約1.5キロメートルの場所に開設が予定されております。

認可定員と同数で利用定員の設定を予定しており、1、2歳が18人での設定を予定しております。0歳の設定がないのは、配置する職員の経験などを踏まえ、まずは1、2歳から始めたいという、法人の意向があったことによるものです。

4番目、5番目は既存幼稚園が市から施設型給付費の支給を受ける幼稚園、いわゆる新制度幼稚園に移行するものです。幼稚園であるため、利用定員の設定は1号こどものみとなります。

4番目、「山野幼稚園」となります。

施設は京成本線「京成西船駅」から歩行距離約750メートルの位置にあります。認可定員が200人のところ、最近の同幼稚園の利用者数の推移、状況等を踏まえ、施設と協議のうえ、1号認定子ども（教育相当3～5歳）で75人の利用定員の設定を予定しております。

5番目、「英進幼稚園」になります。

こちらは、現在、市内で幼稚園として運営している「英進幼稚園」が、4番の施設と同様に新制度幼稚園に移行するものです。

施設は新京成線「三咲駅」から歩行距離約1.2キロメートルの位置にあります。

認可定員が200人のところ、最近の同幼稚園の利用者数の推移、状況等を踏まえ、施設と協議のうえ、1号認定子ども（教育相当3～5歳）で105人の利用定員の設定を予定しております。

以上が利用定員の設定（案）となります。

続いて、本市における待機児童の状況について説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

こちらは、令和5年4月における地区別の待機児童数一覧となります。

表示は待機者の第1希望のみ的人数で、本市の基準により算定しています。

市全体の待機児童数は308人、「船橋馬込公園前雲母保育園」が位置する馬込沢駅・藤原周辺では、0～5歳児の合計で38人の待機児童が発生しております。

「神明キッズナーサリー」が位置する芝山・飯山満周辺においては、1、2歳児においてそれぞれ19人と2人の待機児童が発生しております。

なお、「ブルッキング保育園」が位置する市場・宮本周辺での待機児童数が3人ですが、この園は新設の保育所ではなく、既存施設の廃止及び再認可であることから、既にブルッキング保育園が存在していることが前提の待機児童数となります。

以上のことから、利用定員の設定においても適切な範囲であると考えております。

議題の1「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取について」のご説明は、以上でございます。

## ○佐藤副会長

ありがとうございました。

質疑に入る前に、古川委員が参加されましたので、本日の出席者は15名になりましたことをご報告いたします。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたら、会場の方は挙手をお願いします。

オンライン参加の方はカメラに向かって挙手していただくか、手上げ機能にてお知らせください。

竹園委員、お願いいたします。

## ○竹園委員

公立保育園父母会連絡会の竹園です。いくつか、質問させていただきます。

まず1点目、今回のブルッキング保育園について、一度廃止するという認識ですが、廃止は市全体では3例目ということではよろしいか、確認したいです。

2点目は、子会社のID・アーマンは、会社として存続しているのか、しないのか、譲渡する理由が経済的理由なのかわかりませんが、お聞きしたいと思います。

3点目は、審査に当たって通知を出すということをやっておられるということですが、園児に不利益がないようにすることは当然ですが、保育士の雇用や継続などの配慮があるのでしょうか。これまで何件かこのような話を聞くようになったと思う中で、雇用面で手厚い配慮があるのか疑問に思いました。

最後に、この4月から、障害者差別解消法が公的機関だけでなく事業者にも適用されてくると聞いております。特に船橋では事業者の方で支援児の受け入れをほとんどしておらず、2023年で16.8%と非常に低いという状況です。頑張っている事業者もあると思いますが、株式会社を見ていると、他の市町村では受け入れているけれども、船橋では受け入れていないというケースもあると聞いています。こうした状況もありますので、行政からの行き届いた視線が必要だと思っておりますので、そうした点も関心を持っていただきたいと思います。

以上です。

## ○保育運営課長

保育運営課長です。

まず1点目ですが、委員がおっしゃるとおり、廃止としては3例目となります。

それと、ブルッキング保育園を運営しておりますID・アーマンについて、会社の方は存続しております。今回は子会社から子会社へ譲渡するという形ですが、ID・アーマンが運営する保育施設は、認可外ですが市川にございます。ではなぜ今回吸収分割という方法をとったかということですが、グループ内のほぼ全ての保育施設を新設置者であるナーサリープラットフォームが運営をしているので、効率化を目指すという目的だと思いますが、そちらへ統合していこうという動きをしていると聞いております。

また、審査というところで、昨年通知を事業者の方へ発出しております。先ほどご説明しましたが、保育士についてはそのまま継続予定であると確認を取っています。

が、継続するための手当など、特別に出しているというところまでは無いと考えております。

発達支援の関係ですが、おっしゃるとおり令和6年4月から合理的配慮からの義務付けが事業者の方にもされます。これまで市内の事業者の方には法律が変わるので、よろしく願いますというようなことでお知らせしております。なかなか難しい部分もあると思いますが、事業者と保護者様とで話し合い、できることをやっていくのかなと考えております。先ほど株式会社が受け入れていないとありましたが、頑張っているところは頑張っていると思っております。当然公立も負けないように受け入れの方頑張っていきたいと思っております。

### ○竹園委員

ありがとうございます。

3点目の、保育士の雇用がどうなるのかという点で、行政から直接訴えるのが難しいことはわかるのですが、例えばこういう会議の場で意見が出ていることが重要だと思います。

ありがとうございます。

### ○佐藤副会長

貴重なご意見ありがとうございます。

今後このようなケースが出てくると思っていますので、今出たような意見を踏まえて頂きたいと思っております。

その他、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

### ○伊藤委員

伊藤と申します。ブルッキングに関連した意見です。行政は立ち入らないとおっしゃっていましたが、是非立ち入っていただきたいと思っております。

私も長い間保育事業に関わっており、株式会社が船橋の保育に参入したことについて、非常に危惧しております。公立も、私立も、子どもの視点に立った保育をするということに異論はないのですが、保育の現場に立ち入っていただきたいと思っております。

また、もう1点、施設の設置時の定員について、少子化の波もあり、4月時点で0歳児の利用者は集まらないと思っております。

少子化も育休もあり、定員を当初の設置基準より低くすることについては、良いと思いますが、その一方で、待機児童が何故こんなにいるのかと思っておりました。当初設定したときの子どもが来ないというのは、どのように理解したらよいのか、船橋市はそんなに待機児童がいないと思っていたので、どのように理解したらよいのかと思っておりました。

それから今日の議題には無いですが、国の施策で「こども誰でも通園制度」が出ていますが、保育現場では、戦々恐々としております。保育士が足りないという実態があり、大分の例では、派遣会社に100万円支払ったが、1週間で辞めた例があり、全国でもそのような例があります。全国で保育士の派遣業者が横行しておりますが、それには既存の保育所では給料が少ない、きつい、配置基準が変わっていない、公定価格が低いな

ど問題がたくさんあり、ほとんどの保育所からとても大変だと聞いています。

当初の定員を削減していることと、待機児童の多いこととの整合性はどうか、伺いたいと思います。

### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

定員の件に関して、ご説明があればお願いします。

### ○保育運営課長

保育運営課長です。

待機児童ですが、船橋の場合、昨年4月1日時点の国基準でいう待機児童は9人です。市基準については、特定の園を希望しているところに入れなかった方が含まれるという人数になっています。

利用定員の設定と待機の関係ですが、後ほど利用定員の取り扱いについて触れさせていただこうと思ったのですが、そこまで入園の数が増えていないとか、保育士が確保できなくて経営ができない、というような理由がありますので、利用定員を引き下げるような措置をとって、施設の安定運営に繋げていきたいと考えております。実態にあった利用定員に変更しているため、利用定員を引き下げることによって待機児童が増えたことにはならないと考えています。

### ○保育入園課長

保育入園課です。

追加で話をさせていただきます。

先ほど竹園委員からお話があった、廃止の3例目という点について、今の話とつながるのですが、1例は、小規模保育所がそのまま廃止になった例だと思います。他の2例は、今回の例を含めてですが、事業を譲渡した形ですので、廃止になって園が無くなったのは1例しか無いという認識です。今回は、事業譲渡という場合であり、新たに認可という形になります。

先ほど、伊藤委員から、立ち入りとか市の方で関与するというようなお話があったと思いますが、当然通常の保育においては、指導監査、確認監査を行っております。これは、認可外についても行っております。認可する場合、事業譲渡の場合でも、例えばその会社の保育理念であるとか、保育はどのようなふうに行っているとか、認可時に必ず見ているところです。

待機児童のお話ですが、ここで載せているのは市基準の待機児童です。

今、隠れ待機児童とも言われておまして、他の市町村で待機児童0達成という話があると思いますが、これは市基準待機がいる中で、そこから特定の園の希望、特別な事情があるとか、こちらが紹介してもお断りするとか、そのような方を除いたものが国基準として0人になっているというのが大体です。船橋市の国基準の待機児童は、令和5年度で9人となっています。後は、例えば船橋市ですと、歩いて2キロ位の範囲でしたらご紹介はしていますが、他の市町村では車で30分の所でも紹介していたりしますの

で、どこの市町村でも隠れ待機児童はいると認識しています。

見ていただければわかりますが、待機児童は0歳、1歳が多い状況になっています。この背景には、事例として挙げますが、入れれば保育園に入るけれど、実際は育休を延長しても良い、という方も結構いらっしゃいます。そういうことを考慮すると、308という数字は、船橋市だけ特別多いのではないということをご理解していただきたいと思います。

#### ○佐藤副会長

はい、ありがとうございました。

その他ご意見等ございますでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

#### ○古川委員

市民委員の古川です。

かつて、船橋市の父母会連絡会の役員をやっておりました。

今、子どもが成人しておりますが、発達支援児として保育園にお世話になっておりました。何点かお話を聞いていて思ったことをお話しさせていただきたいと思います。

まず、支援児の受け入れを私立の保育園等でもする、というお話をしていらっしゃったのですが、受け入れに対してただ受け入れるのではなく、質を確保しないと、子どもがおおいていかれたまま集団の中に入らず、ただ受け入れているだけになりますので、そこまで見てきちんと経営できるか考えていただきたいと思います。

2点目は、「ブルッキング保育園」の廃止、吸収分割についてですが、そこに先生の雇用とか処遇について市が見ているとか、市の判断ではなく担当者レベルでやっているとか、言うだけでも法人として気にかけることがあると思うので、正式見解でなくても何らかの形でチェックをしているというような目をもっていただきたいと思います。

もう1点、先ほど自宅から2キロ以内の保育園をご紹介しているというお話がありました。子どもに2キロ歩かせて登園毎日できると思いますか。これは、自転車とか、車で移動することが前提だと思えますが、色々な天候があります。雪の日に子どもが2キロ歩くと思えますか。私は実際に子どもを歩かせたことがあります。園に着いた途端に泣き出しました。

そういう意味で、国基準としては、2キロというのは大人の考え方としてはあると思いますが、子どもにとっては果てしない距離であるという事を考えると、親子の目で見れば、500メートルぐらいが限度だと思います。そうした目線も持っていただきたいと思います。以上です。

#### ○佐藤副会長

貴重なご意見、ありがとうございました。支援児の受け入れや、質の担保などについては、今後の重要な課題だと思います。

他にご意見ご質問ございませんか。

生田委員お願いします。

## ○生田委員

お答えできれば、お願いします。

「ブルゥミング保育園」の吸収分割について、対価が支払われていると書かれていますが、この対価は誰が何処にどういう財源で出しているのか心配です。保育園が公定価格で運営されている中で、どういうお金の使われ方をしているのかお知らせいただきたいです。

2点目は、新たな保育所として職員の配置は国基準として考えているのか、船橋市独自の保育士の予備があるような基準を含めた形での認可なのか、伺えればと思います。よろしくお願いします。

## ○保育運営課長

保育運営課長です。

「ブルゥミング保育園」の吸収分割のお話ですが、今回は100%子会社から子会社へ譲渡という形で、実際にはグループ間の譲渡ですので無償の譲渡になっています。

定数のことですが、認可定員については県基準を採用しておりまして、利用定員については実態に即した定員としております。

それ以外の予備の保育士といったところまでは、認可をする際には求めておりません。

## ○生田委員

もう1点お願いいたします。

広域的に展開している事業者がいらっしゃる中で、職員の確保において、他市で登録されている職員が、船橋市で登録されている職員が重複していないかということについて、確認されていらっしゃるのでしょうか。

## ○こども政策課長

こども政策課です。

年に1回指導監査を行っているなかで、施設の職員名簿を頂き、確認をしております。この段階では、他市の別の事業所と重複しているか、判断、確認するのは難しいです。県外でそのような事例が発覚したものがございました。同一法人の事業所が市内にありましたので、個別に施設の書類を突合して重複がないことを確認した事例はありました。以上です。

## ○保育入園課長

保育入園課です。今のこども政策課長の発言に追加いたします。

給付の方でも、他市で問題になった事業者がありますので、その事業者がやっている市町村と連携をとり、名簿を突合させて重複がないことを確認しております。

先ほどの、古川委員の発言について、お話させていただきたいのですが、2キロという距離ですが、決して歩いていくように勧めているわけではなく、2キロ圏内であれば自転車や自動車であれば10分程度で着きますので、利用可能であると判断して、設定させていただいております。

また、先ほどの職員の継続についての話ですが、これについても、担当課より継続されますよね、といったように話をしております。竹園委員から廃止の話がございましたが、継続される園については、職員も継続されることは伺っております。

#### ○佐藤副会長

はい、ありがとうございました。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

伊藤委員お願いします。

#### ○伊藤委員

今、古川委員からもあったように、発達支援の子どもについて、伺います。

資料2に、障害児の受け入れについて書いてありますが、保育園でも障害児の受け入れは大変な部分だと思いますが、補助の1か月の単価はどの位になるのですか。

#### ○保育入園課長

保育入園課です。

職員1人当たり、1か月あたり約24万円です。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

他にご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

#### ○健康福祉局長

健康福祉局長の大竹と申します。

先ほどの、竹園委員と古川委員から支援が必要なお子さんについてのご質問をいただきましたので、市の具体的な取組みと考え方をここで、ご説明させていただきたいと思います。

まず、受入体制として、保育士不足のなかで雇用が難しいのは現実問題としてあります。これについては、令和5年度の補正予算で計上させていただきましたが、どうしても事業者に頼らざるを得ないということも考えられます。その場合の、事業者にかかってくる手数料の一部を予算化させていただきました。また、設備的な部分である改修費用についても、予算化させていただきました。

それから、質の確保をどうするかという点についてですが、やはり質の確保は重要な点だと考えております。公立保育園ではずっと受け入れてきた実績がありますので、公立保育園の保育士による研修会、こども発達相談センターの方から保育園に対しての巡回相談の充実など、できることから取り組んでいこうと考えています。

以上でございます。

## ○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

その他、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定」について、  
適当とする意見としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。ありがとうございました。

- (2) 令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業(案)について
- (3) 保育料多子軽減策の拡充(案)について

## ○佐藤副会長

続いて議題の2点目、「令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業(案)について」と、議題の3点目、「保育料多子軽減策の拡充(案)について」です。

こども政策課よりご説明をよろしく願いいたします。

## ○こども政策課長

こども政策課の三輪でございます。議題2と議題3については、関連する内容ですので、続けて説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

議題2、令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業(案)についてです。こちらは、令和6年度に新規・拡大が予定されている子ども・子育て支援関係の主な事業を一覧にしたものです。

これらの事業については、今月13日に開会する令和6年第1回船橋市議会定例会にて予算案として審議される予定です。

左側に、対象となる年代を記載しておりますが、最初に、妊娠期～産後については、妊婦・乳幼児健康診査において、追加で最大2回分の健診費用の助成を行うことや、妊娠・出産支援として低所得の妊婦への初回産科受診料の助成などを予定しております。

続いて、乳幼児期については、保育料のきょうだい軽減や、小規模保育事業における一時預かり事業の実施、保育所等での発達支援児等の受入れ体制に係る補助金や私立幼稚園で特別な支援を必要とする児童の受け入れを拡大するための補助金を増額するほか、こども発達相談センターの面接予約システムの導入を予定しています。このうち保育料のきょうだい軽減については、このあと、詳しくご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。続いて、学齢期です。児童ホームの学習スペースへのWifiの整備や、障害の状態に応じ、学校で適切な教育的支援を受けられるよう配置している支援員の増員、不登校支援として、学級での集団活動が難しい児童生徒を別室で見守りをするスクールアシスタントの小学校などへの配置や中学校の不登校生徒の見守りや学習補助を行うピアサポーターの新規配置のほか、スクールソーシャルワーカーを増員などします。

最後に全年代にかかわる事項として、児童手当の支給期間を高校生年代まで延長します。

3ページをご覧ください。同じく全年代に関わる事項として、ヤングケアラーへの支援策の拡充としてファミリーサポートセンター（育児）の利用料補助や個別周知のための相談窓口等の案内カードを作成します。なお、児童相談所の整備については後程、議題5で進捗報告させていただきます。

このように、令和6年度においても、妊娠期から子育て期にわたって切れ目ない支援を展開していく予定です。また、来年度の「(仮称)第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定においても、このような視点をもってまいりたいと考えております。

それでは、先ほど触れさせていただきました、保育料のきょうだい軽減について、議題3として保育入園課からご説明させていただきます。

## ○保育入園課長

保育入園課でございます。

資料3「保育料多子軽減策の拡充(案)」に沿って内容をご説明させていただきます。

本市では、市民からの要望が多い保育料の多子軽減策の拡充について、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、令和6年9月から実施する予定としております。

資料2ページをご覧ください。

まず、現状についてご説明いたします。

保育所等に通う子どもの保育料については、保護者の市民税所得割額に応じて決定しておりますが、国の制度として、2人以上の子どもが保育所等に同時に在籍する場合に、保育料の負担が過度とならないよう、保育料の軽減策、多子軽減制度が設けられています。第2子は半額、第3子以降は無料となります。

本市では、多子軽減制度については国の制度どおりとしています。

所得によって、多子軽減制度のきょうだいのカウント方法が2パターンに分かれていますので、2つ例を記載しております。

一つ目の例をご覧ください。

3人きょうだいで、1人目が小学校1年生、2人目が2歳児、3人目が0歳児の子どもがいる例です。

多子軽減制度は、基本的には保育所等軽減対象施設に在籍する未就学児のみを数えることとなっていますので、1人目の小学校1年生のこどもは数えず、2歳児が第1子となり満額の保育料、0歳児は第2子となり保育料は半額となります。

2つ目の例をご覧ください。

低所得世帯への配慮として、年収360万円未満相当の世帯の場合には、保育所等軽減対象施設の在籍の有無や子どもの年齢にかかわらず数えることとしており、小学校1年生の子どもを第1子、2歳児は第2子となり保育料は半額、0歳児は第3子となり保育料は無料となります。

3ページをご覧ください。

現状の制度について課題を3点挙げさせていただきます。

一つ目は、未就学児のみを数えるために、上の子どもが小学校に入学すると多子軽減の適用対象外となり、例えば半額だった保育料が満額になることです。

二つ目は、年の離れたきょうだいは、多子軽減の適用を受けることができないこと、三つ目は所得や世帯の状況によりカウント方法が変更になり、わかりづらいといったことが課題としてございます。

4ページをご覧ください。

先ほどの課題があり、市民からもきょうだいのカウント方法を変更してほしい、子どもの年齢にかかわらず数えてほしい、といった声が多数ございますことから、子育て世帯への支援策として、多子軽減制度を拡充し、令和6年9月以降、全世界帯で保育所等軽減対象施設の在籍の有無や子どもの年齢にかかわらず、2人目を半額、3人目以降を無料としたいと考えており、令和6年第1回定例会に係る予算案を上程する予定としております。

なお、近隣の浦安市、市川市では本市の改正内容と同様にきょうだいのカウント方法をすでに拡充しており、市川市ではさらに第2子以降を半額ではなく無料としています。

5ページをご覧ください。

多子軽減制度拡充した場合の影響でございます。

まず、影響を受ける子どもの対象人数です。令和5年9月1日時点の子どもで試算しています。

表の見方ですが、例えば①518人のところは、保育料算定上の児童順としては第1子となっておりますが、実際に世帯の中では第2子である子どもの人数です。この518人は現在満額の保育料ですが、制度の変更後は半額が適用されます。

同様に、②は、保育料算定上は第1子で、実際には第3子以降の子ども、③が保育料算定上は第2子ですが実際には第3子以降の子どもですので、合計1,043人が影響を受けることとなります。

予算の影響額については、令和6年度9月以降の7か月分で1億9,601万円です。

6ページをご覧ください。

制度変更により保育料がどのように変更するのか、2つのパターンでご説明いたします。

本市において、最も対象者が多いD7階層の保育料でご説明いたします。

小学校5年生、小学校1年生、2歳児の3人きょうだいのパターンでは、変更前では2歳児は保育料の算定上は第1子となるため、満額の保育料月額42,700円となります。変更後では、小学生も第1子、第2子としてカウントしますので、2歳児は第3子となり保育料は無料となります。

次に、7ページで2つ目のパターンをご説明いたします。

小学校1年生、2歳児、0歳児では、変更前は2歳児が保育料算定上は第1子となり、満額の42,700円、0歳児は第2子としてカウントし、保育料は半額の21,350円となります。

変更後は、2歳児が第2子となり半額の21,350円、0歳児は第3子となり無料となります。

世帯の負担額としては、変更前は月額6万4,050円、変更後は2万1,350円となります。

説明は以上となります。

#### ○佐藤副会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

松崎委員お願いします。

#### ○松崎委員

松崎です。

1点お伺いしたいのですが、資料2の乳幼児期、一時預かり事業の拡大とありますが、先ほど伊藤委員からも出ていたと思いますが、令和7年度から子ども誰でも通園制度が本格実施となるかと思えます。その辺りの、整合性というか、そちらを拡大して、子ども誰でも通園制度も本格実施するとなると、住み分けをどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

#### ○保育入園課長

保育入園課でございます。

子ども誰でも通園制度の方も船橋市の方では実施していかなくてはいけないと思いますが、そのことによって一時預かりを全てやめるということは無く、二つ並べておこなってはならないものと考えていますので、そこは別のものと考えています。

#### ○佐藤副会長

追加で、その二つの住み分けで、市としてのイメージがあれば、お聞かせ下さい。

#### ○保育入園課長

保育入園課でございます。

子ども誰でも通園制度につきましては、国が色々と示す中で本格施行を見据えた形でまろうとしています。船橋市につきましては、どのようにしていくか今のところ決めていない状態ですので、明確にどういう住み分けかということになると、答えられないところでございます。申し訳ございません。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございます。

それでは、他に、ご質問等ございましたらお願いいたします。

竹園委員、お願いいたします。

#### ○竹園委員

「保育料多子軽減策」について、私も3人子どもがいますので非常にありがたいと思

っています。

その中で、予算規模について伺いたいのですが、例えば隣接の市や東京都の区などと比較した場合、予算は比例的に考えられるのか、突出して船橋は3人以上の子どもがいる家庭が多くて負担が大きいのか、分かったら教えていただきたいです。

#### ○保育入園課長

保育入園課でございます。

竹園委員がおっしゃったように、東京都と比べてなど数字的に比べたことはないのですが、人口によって予算規模は違ってくるところです。ただ、各家庭の子どもの数については各市町村それほど変わらないと思います。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございます。

それでは、他にご質問等ございましたらお願いいたします。

鈴木委員、お願いします。

#### ○鈴木委員

幼稚園 PTA 連合会の鈴木でございます。

令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業（案）についてお伺いしたいのですが、大きく3点お伺いしたいと思います。

まず、乳幼児期についてお伺いしたいのですが、令和6年度から障害児差別解消法の改正があり、合理的な配慮の義務付けがされたというところで、幼稚園にも拡大と付いており、特別な支援を必要とする児童の受け入れを拡大するためとありますが、これは法改正による支援のための予算という認識でよろしいでしょうか。

#### ○保育入園課長

保育入園課でございます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

#### ○鈴木委員

だとすると、保育園向けの方にも付いていると認識しているのですが、保育園のとの差異が気になります。

保育園と幼稚園、受け入れる形は同じだと思いますが、それに対する差異はどのようになっているのでしょうか。

#### ○保育入園課長

保育入園課でございます。

委員のおっしゃるとおり差異はあるのですが、ここについては、学校教育部、こども家庭部含めて、私立幼稚園連合会ともよく話をしていかなければいけないと思っているのですが、こども家庭部としては、私学助成の幼稚園についてなかなか分からない部分

がございますので、ここら辺を把握した上で考えていきたいと思っております。

ただ、今回につきましては、学務課の方で今持っている予算を対象者であるとか、金額を拡充させていただいたということです。

### ○鈴木委員

要望にも出しておりますので、0回答から付けていただいた事には感謝したいと思いますが、難しいところだと思うのですけれども、受入れる体制というのはどちらも一緒であることと、一番困るのは子ども達であって、何とか子ども達に差異がないような環境を作ってあげたいと考えたら、しっかりと考えていただきたいと思います。

そもそもの話をすると、他市では保育園と幼稚園が同じ担当課になっていて、船橋市の場合は幼稚園が教育委員会というところで、この差異も発生したのかなと思うのですが、こども家庭庁が出来たときに文科省が入っていないというところで、そこが一つネックになってくるのではないかと、皆さんがお持ちになる危惧だとは思いますが、そういうことがここで形になって出てきたのかと少し思っています。

何とか教育委員会の方にも、是非親身に考えていただいて、この差異が無いように、教育委員会が所管するのは小・中学校だけでは無いというところを少し考えていただきたいと思います。

もう1点は、こども発達相談センターの受理面接予約管理システムの導入についてです。

これについては幼稚園側からも要望を出していたところがございますので、こういうシステムを導入いただけるということで、感謝を申し上げたいと思います。

早い段階で気づいていても、実際面接をするところまで何か月も待つという状況があって、お母さん方、幼稚園の先生方お困りになられていたので、非常によかったと思っております。

それから学齢期についてですが、ここに不登校の支援について、スクールアシスト配置事業とピアサポーター配置事業というのが付いており、これは両方とも市教委の方で付けているのだと思いますが、スクールアシスタント配置事業というのは、具体的に何処に配置を考えているのでしょうか。つまり小学校なのか、中学校なのか、具体的な内容を教えていただけたらと思います。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。

こちらにつきましては、各小学校に配置を予定しております。

### ○鈴木委員

ありがとうございます。

それでは、ピアサポーター配置事業というのは、これは、中学校だけということでしょうか。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。

鈴木委員のおっしゃるとおり、中学校に配置という形になります。

## ○鈴木委員

これは予算が付いているのですが、マンパワーを配置するというので、マンパワー自体はどういう形で集めることになっているのでしょうか。

## ○教育総務課長

教育総務課長です。

これから募集を掛けていくピアサポーターにつきましては大学生を予定しておりますので、各大学に呼び掛けていくことで進めていきたいと思っております。

## ○鈴木委員

県の方でも様々なところでこのような話がでてくるのですが、予算を付けても人が集まらないので実施ができないということを耳にすることがあり、危惧しておりますので、そこをしっかりと認識してほしいと思います。

また、中学校ということですが、千葉県内で不登校児童が1万人ということになっていて、それには4段階あると思っています。学校の教室には行けないけれども、他の教室なら顔を出せる子ども、民間のところであれば行くことができる子ども、それすらもできない状況の子ども、精神的な疾患というところまでいってしまっている子どもの4段階なのではないかと思っています。

こうした中で、最も浅い自分の教室でなければ行けるという子どもを支えるとなると、中学校よりも小学校で早い対処をした方がいいのではないかと、現場を見て思っています。そうした認識を持っていただきたいです。

県教委の報告によると、船橋市は全中学校に校内フリースクールが設置済みであるという報告があがっているのを聞いておりますので、是非それがきちんと活かされる環境を作ってもらいたいと思います。

もう1点は、不登校の親御さんの会に顔を出させていただきましたが、その際に決して理由がいじめだけではなくて、特性のあるお子さんが不登校の中に多いことがありました。発達支援の部分ですとか、特別対応ということが、特別な専門知識のもとに、特性に対して、どう対応するのか、それも不登校の対策に関わってくるのだと、非常に強く感じました。本当に多くのお子さんが、HSCですとか、様々な特性を持っているということを伺いましたので、これだけ予算が付けていただけるということなので、非常に喜ばしいことと思うのですが、是非子ども達の成長を考えるにおいては、現場の声も聞いていただければと思います。以上です。

## ○佐藤副会長

貴重なご意見、ありがとうございました。

その他にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

仲臺委員、お願いします。

### ○仲臺委員

中学校長会の仲臺と申します。

今お話がありました、新規事業拡大事業の内容につきましては、学校現場にとっては、とてもありがたいこととなります。

これからこの内容が増々整理されて、学校での子ども達の教育活動が充実できるようにお願いしたいと思います。

今後ともよろしくお願いします。以上です。

### ○佐藤副会長

ありがとうございます。

はい、中原委員、よろしくお願いします。

### ○中原委員

今、とても貴重なご意見をいただき、私も一言付け加えたいと思い手を挙げさせていただきました。

2024年4月施行の障害者差別解消法改正法が示している非常に重要な点は、障害のある子どもに対して何かをするというよりも、特性のある子ども達も学びやすい環境をどう用意するかという点であり、全ての子どものために教育環境そのものを変えていくことが求められていると強く感じます。

ただ、こうした法の趣旨が十分に理解されておらず、教師が特別支援教育に対する誤った印象を子ども達に伝えているという例を聞きました。そうしたことを変えていかないと、法の趣旨を活かした子ども支援は実現しないと感じております。

新規事業の展開にあたっては事業の趣旨を正しく理解し、指導に生かしていくための教職員の研修なども重要ではないかと思っております。以上です。

### ○佐藤副会長

中原委員、ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ありますか。

古川委員、お願いいたします。

### ○古川委員

中学校へのピアサポーター配置事業なのですが、不登校生徒の見守りとは実際どのようなことをするのでしょうか。

ただ、登校した子どもに話を聞くとか、ということでしょうか。

例えば学校以外の場所を指定して話を聞いたり、勉強の様子を聞いたり、学校のことを伝えたりするのでしょうか。

教えていただけると、ありがたいです。お願いします。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。

基本的には子ども達の見守りということで、側にいて相談であるとか、話を聞いて会話をし、ということが主なことになると思います。

### ○古川委員

そうすると、心理士さんが週1回学校に展開していると思うのですが、それとの差別化はどのように考えているのですか。

### ○教育総務課長

教育総務課長です。

ピアサポーターにつきましては、あくまで学校に出てきた子どもの居場所において、見守りをするところが一義的仕事だと思います。

相談員については、また相談として別のものと認識しております。

### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

他にご意見、ご質問ありますか。

鈴木委員お願いします。

### ○鈴木委員

ヤングケアラー支援事業について、これは案内カードを作成するというのですが、基本的にヤングケアラーを見つけるのというのは、やはり学校、教育現場の先生方の協力が必要になってくるのかなと思っているのですが、市教委との連携はあるのでしょうか。

### ○こども家庭支援課長

こども家庭支援課長です。

現在、啓発目的を含めて研修等を各会場でさせていただいております。

スクールソーシャルワーカー等を含め、今年度複数回行ってまいりました。

現在、こちらの方でヤングケアラーとして把握できているお子さんは、そう多くはない状況でございます。

逆に、どうやって啓発して、その子達と多く語り合えるかが重要だと思いますので、教育委員会を含めた連携も重要なことだと思っております。

今後、現状ではホームヘルプサービス、ミールサポートなど複数事業やっておりますが、やはり今年度やり始めた事業で、どうやって啓発して子ども達を捕捉してあげるか、どうやって支援に繋げていくかということが重要だと考えています。

その為に、啓発をどうやっていくか、次年度の中では、啓発目的の新規事業拡大というところも考えております。そういうことも含めてこちらに載せさせていただきました。

皆様方、保育現場を含めてではございますが、気づいていただいて、こちらの方に繋

げていただくことが一番大事なことと思いますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

#### ○鈴木委員

ありがとうございました。

そう考えるとやはり、不登校もあり、ヤングケアラーもあり、学校の先生の業務というのは本当に重くなっていて、特に小学校の先生は教科担任でないわけですから、時間がない中で対応することになります。

ですので、是非スクールソーシャルワーカーですとか、ケアサポーターですとか、そういう支援の枠を広げて、そういう子ども達を早期発見できるように、是非、努めていただけたらと思います。以上です。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

その他ご意見などよろしいでしょうか。

令和6年度における子ども・子育て支援関係の新規・拡大事業（案）について、貴重なご意見ありがとうございました。

様々な事業が展開されておりますので、これらが子ども達にとって良い支援になるようにしていただきたいと思います。

#### （4）令和6年4月以降の利用定員の取扱いについて

##### ○佐藤副会長

続いて議題の4点目、「令和6年4月以降の利用定員の取扱いについて」です。保育運営課よりご説明をお願いいたします。

##### ○保育運営課

資料4に基づき、「令和6年4月以降の利用定員の取り扱いについて」に関する事項について、ご報告させていただきます。

1 ページ中段をご覧ください。子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設においては、平成27年度より、主に施設規模等から設定される認可定員と、給付費等の算出に用いられる利用定員のそれぞれの定員を設定することとされております。なお、給付費の算定上、利用定員の単価はおおむね10人ごとで設定されており、定員が少ないほど児童ひとりあたりの単価が高くなる、という性質がございます。

この利用定員においては、認可定員の範囲内で設定することとされており、認可定員と利用定員は一致することを原則としつつも、入所児童数の実績や見込み、施設の意向を踏まえつつ、利用定員を認可定員から引き下げて設定することも認められているところです。

本市においては令和2年度まで、全ての施設において、原則どおり認可定員と利用定員を一致することとして運用していましたが、待機児童対策として保育所等の新設をすすめてきた一方で、地域によっては就学前児童の減少や需給バランスの変化等により、

定員が充足しない状況が恒常的となるケースがあったことから、令和3年度以降、一定の要件のもと、利用定員を引き下げること認める運用を行ってきたところでございます。

これまでの運用については、直近の入所児童数の推移を確認し、入所児童数の年間平均が、設定されている定員区分を下回っていることをもって定員減少の協議を受け付けること、また変更時期は協議があった年度の翌年度からとすること、変更時期は毎年度4月のみとすることなどとしておりました。

しかし、入所児童数が減少し始めてから、実際に利用定員を減少できるまで2、3年の期間がかかり、その間の施設経営を圧迫するなどの課題もあったこと、また保育士不足を理由として定員が充足しない場合、入所児童数が減少することで給付費も減少し、ことさら職員採用を積極的に行えないなど悪循環となるケースも考えられることから、この度、利用定員の設定にかかる取り扱いを全面的に見直しております。

利用定員の設定について、いままで以上に柔軟に対応することで、施設の安定的な運営を図り、ひいては入所児童や職員の処遇の充実につなげていきたいと考えております。

具体的な変更点ですが、3ページをご覧ください。

これまで、直近1年間の入所実績等が定員を下回っていることを要件としておりましたが、入所人員が公定価格上の定員区分を下回ったこと、または保育士不足等から、下回る見込みであることをもって、変更協議ができるようにしております。これにより各施設においては、入所児童数の実態に合わせ、なるべく期間を空けず変更ができるようになります。

また、定員の減少変更については、これまで毎年度4月のみを変更時期としておりましたが、年度途中での減少も可能としております。法令上、定員減少においては変更の3月前までの届け出が必要ではありますが、年度中でも柔軟に対応することで、施設の安定運営を図ります。

これまで及び今後、利用定員を減少した施設においても、入所児童数が回復し、定員超過が続く場合には、市から定員増について協議を要請し、適切な利用定員の設定を促します。利用定員を減少していない施設についても、大幅な定員超過が認められ、それが継続している場合は同様に市から協議を要請し、適切な定員設定を促してまいります。

なお、今回記載はしていませんが、新設する保育施設について、開設時は4、5歳児の入所人数が定員まで達しないことが多いため、開設から2年度間に限り、4、5歳児の利用定員を認可定員より引き下げて設定する運用は、従前どおり継続する予定です。利用定員の設定にかかる、ご報告は以上です。

## ○こども政策課

続きまして、こども政策課です。「参考資料1」をご覧ください。

この表は、先ほど議題1でご説明いたしました新規園に設定した利用定員と、只今ご説明いたしました利用定員の取り扱いの見直しをふまえた、現時点で見込まれる令和6年4月1日の教育・保育の確保数と、現行計画の最終年度となる令和6年度の計画上の確保の見込みとを比較したものです。

右下にある赤囲いの部分ですが、市全体を見ますと、新たな利用定員を反映した、令

和6年4月1日確保見込み数が太字で記載のとおり、合計で26,187人となります。そのすぐ下の28,458人は現行計画策定時に見込んだ最終年度の値であります。これには届かない見込みとなっております。これは、新型コロナの流行も影響した可能性も考えられますが、実際の就学前児童数が計画上で見込んだ推計児童数よりも下回っていることなどが要因とみています。来年度策定してまいります次期計画の中で、現状を踏まえた就学前児童数を改めて推計し、適切な量の見込みを設定していきたいと考えております。

参考資料1の説明は以上となります。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

松崎委員、お願いいたします。

#### ○松崎委員

これは意見です。利用定員について、柔軟に対応いただけるのは、本当にありがたいと思っております。

これで安定的に運営できるというところがひとつあると思っておりますので、すごく感謝しております。

ただ、元々国の通知では、利用定員について市区町村は届出を受理せず、利用定員の減少を認めない対応を取ってならない、というような通知が出ているかと思えます。

今までも、色々な行政との関わりがありましたが、我々の意見を少し聞いていただき、子ども達の為にしっかりと連携を取っていきたくと思っていますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

#### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

その他、ご意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは次の議題に移りたいと思います。

### (5) 船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

#### ○佐藤副会長

続いて議題の5点目、「船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）」です。児童相談所開設準備課よりご説明をお願いいたします。

#### ○児童相談所開設準備課長

児童相談所開設準備課でございます。本日は、令和8年4月開設予定の市児童相談所整備について、お配りした資料を基にご説明いたします。

ご説明の前に1点ご報告がございます。児相の開設予定時期ですが、これまでのご説

明も今回事前にお配りした資料でも令和8年4月の開設予定としておりましたが、建設工事の入札締め切りである2月7日までに応札事業者がなく、入札中止となりました。

これにより3月の市議会定例会への工事契約議案の提出を見送ることとしましたことから、当初計画していた工事期間の見直しが必要となりました。これにより令和8年4月に予定していた開設時期にも影響が生じることになりました。

今後、再度の入札に付す予定ですが、これについては開設の遅れを可能な限り抑えられるスケジュール等について関係部署と協議しているところです。令和8年度の1日でも早い時期の開設に向けて調整をすすめているところでございます。調整が整い次第改めて皆さまにもご報告させていただきたいと考えておりますので、何卒ご了承くださいますよう宜しくお願いいたします。

それでは最初にお手元の資料の4ページをご覧ください。

この資料には記載はありませんが、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度で21万9170件となり、過去最多となりました。船橋市を所管する県市川児童相談所におきましても令和3年度の確定値になりますが2,567件となり、過去最多と伺っております。

本市におきましても、令和4年度の家庭児童相談室の総相談件数は令和3年度の1,553件から1,617件と増えておりますので、増加高止まりの状況であると認識しています。

こうした状況に対応すべく、船橋市のすべての子どもたちの安全で安心な生活を守るため、市独自の児童相談所を開設するものでございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

1. 現在の状況と今後の予定ですが、施設整備については実施設計が昨年9月に完了しましたので、冒頭でご説明したとおり可能な限り早い時期に工事契約の締結を行い、令和6年度中に本体工事に着手したいと考えております。

次に、2の児童相談所の組織体制案をご覧ください。組織体制としてはこれまでご説明してきた内容から大きな変更なく、資料記載の通りの体制を想定しています。

職員確保の状況についてですが、下段の注意書きをご覧ください。現時点で開設時の職員数を常勤職員128人、非常勤職員31人の159人体制としております。常勤職員128人のうち、令和5年4月時点で65人を確保し、家庭児童相談室と児童相談所開設準備課、準備課には派遣職員も含まれますが、この両部署に配置しており、これにつきましては概ね計画通りの人数となっております。

なお、確保した職員の職種の内訳としては、社会福祉士19人、保健師11人、心理職15人、保育士2人、一般事務17人、教員籍1人となっております。

それでは2ページの3. 主な業務の全体スケジュールです。施設整備については、令和6年度中には本体工事を開始し、令和8年度の1日も早い時期の開設を目指します。人材確保の状況は只今ご説明したとおりです。

なお、人材育成としては、資料記載のとおり、派遣研修としてこれまでに延べ29人を他自治体の児童相談所に派遣しておりますが、来年度は派遣先も派遣人数もさらに拡充する計画となっております。

3番目の移譲業務等協議に関しましては、本市が児童相談所設置市になることで児童相談所の本来業務とは別に千葉県から移譲される多くの児童福祉関連業務の受け入れ準備を現在行っており、今年度中に所管部署を決定する予定です。

4番目のシステムに関しましては職員のケースワーク業務の負担軽減に寄与するAI等を活用したツールの活用・導入の検討も行っております。現在、業者選定に向けた作業に着手したところです。

次に里親等啓発ですが、社会的養護の担い手の一つである里親の確保に向け、今年度に引き続き来年度以降も里親制度説明会を継続する予定としております。

施設の概要につきましては、昨年2月に開催された、令和4年度第2回船橋市子ども・子育て会議にご出席の皆様へ配付・ご説明しました「船橋市児童相談所基本計画の概要」から大きな変更点はございません。

簡単ですが、市児童相談所設置に関する現状報告は以上となります。

### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

鈴木委員、お願いいたします。

### ○鈴木委員

ご説明ありがとうございました。鈴木でございます。

市川児相が定員超過になっているということで、船橋児相の開設が待たれるところと思います。

ひとつ伺いたいのが、業務の移行とか、システムの新しい構築とか、色々作業されているとのことですが、里親についてなんですけれども、市川児相から移譲されて船橋児相ができるとなると、そこから一時預かりではなく子ども達の受け入れ先が必要となるとと思いますが、そちらの準備はどうなのでしょう。

### ○児童相談所開設準備課長

一時保護所だけでなく、当然里親さんをお願いする一時保護も出てきます。

船橋市が児童相談所を設置すると、現在市川児相に登録している、船橋市在住の里親さんが皆さん船橋市児相登録の里親さんとして移管されます。

当然、その時点で保護されているお子さんの状況に応じて、住所の線引きでお子さんを里親さんから離しているのかという問題もあると思います。

例えば船橋市の子どもが、今は市川に住所がある里親さんをお願いしているという状況が良いのであれば、船橋市が市川市に委託する形で、継続することも可能ですし、逆も可能です。

そうした引継業務は事務の引継ぎとは違いますので、しっかりと準備期間を取って市川児相と協議してまいりたいと思っております。以上です。

## ○鈴木委員

ありがとうございました。

非常に丁寧な柔軟な対応をして下さる方向で非常に安心しておりますが、市川児相の定員超過というのがこの所ずっと問題になっていて、一方里親の登録数自体は、少なくはなくて、増えています。ところが、里親に委託されずに、一時預かりの市川児相に長期的に、期間超えているような状態になってしまっているということがあって、この原因が何かという所を調べてみると、特別な配慮が必要なお子さんが多いことがあります。通常の里親さんではなかなか受入れられないということが増えてしまっているために、簡単に里親委託はできず、施設で預からなくてはならないということは、全国的に問題になっています。そういう意味で、そのようなお子さんが出てきたとき、今後船橋ではどのように対応していくのでしょうか。

## ○児童相談所開設準備課長

社会的養護の部分は、正直に言いますと大変厳しい状況にあります。

里親さんの確保は、仮に人数的にできて、委員の方からお話があった、専門里親の登録が、非常に厳しいということ、市川児相の方からもお話を伺っております。

そうすると、そういったノウハウを持った児童養護施設等をお願いしなくてはいけないのですが、残念ながら船橋市内には児童養護施設は一つしかありません。

児相ができたからと言って、各法人が作ってくれるわけでは無いので、その時にどうするかというところを、県とも対応しているところですが、千葉市さんは、県内の児童養護施設の利用について千葉県と協定を結んでいます。

船橋の児相であっても、県内の施設を千葉市と同じように使えるよう、県の児童家庭課とは協定を結んで、船橋市も使わせていただきたいとお願いをされていて、そういう方向でやりましょうと協議をしています。

ただ、絶対数が増えるわけでは無いので、柏市さんも入ってきますし、船橋市も入ってきますので、まずは協定を使って対応するというのと、専門里親の育成に関して、本市はまだ1年生にもなっていない準備段階ですので、少しずつ勉強させていただいて、どうやって対応するか考える時間を頂戴したいと思います。

## ○鈴木委員

ありがとうございました。

船橋で今回作るにあたって、広く様々な市町村、あるいは都道府県の児相にも派遣もされていて、千葉だけではなくて、様々な良いところを引き入れた、船橋ならではの児相が出来るのかと、期待しております。

そして、非常に柔軟な対応をされるという事でありましたので、今のうちから、児童心理士、児童福祉士、専門的な知識のある職員さんの研修というの、予定していたところよりも増やすというか、そういうお子さんが想像していたよりも、増えてきているというところも少し認識していただけたら、うれしいかなと思います。以上でございます。

### ○佐藤副会長

鈴木委員、ありがとうございました。

その他、ご質問、ご意見等ございますか。

竹園委員、お願いします。

### ○竹園委員

応札が無かったという話でしたが、今後またやるとして、見込みがあるのでしょうか。

つまり、工事予算額が26億円となっておりますけれど、万博であつたり能登半島地震があつたりする中で、今の数字自体が現状で適切なのか、あるいは同じ時期に開設しようとするとなれば更に必要な額が増えるのかなど、金銭的に問題があると思いますが、その辺どう考えているのでしょうか。

### ○児童相談所開設準備課長

適正な金額といえますか、今回応札に及ばなかった理由を、設計を担当している部署に大至急精査をしてもらっているところでございます。

建築を担当している部署もそうですし、開発の需要が多くて、例えば金銭面では無く、大手そのものがこれ以上の建築工事に参加できないのではないかと、ご指摘があつたと思いますが、そちらの方も契約を担当する所管の方で、広く募集をかける方策について考えているところです。

児童相談所開設準備課だけで進めることができないので、企画財政部や、建築部の協力を得ながら、応札してもらえような方策を検討したいと思っております。

### ○佐藤副会長

ありがとうございました。

その他、ございますでしょうか。

はい、船橋市の児童相談所ということで全市民が期待をしているところと思っておりますので、今後進んでいくことを期待しております。

## (6) 船橋市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について (速報)

### ○佐藤副会長

それでは最後に、議題の6点目、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について (速報)」です。こども政策課よりご説明をお願いいたします。

### ○こども政策課長

こども政策課です。それでは、資料6「子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果について (速報)」ご報告させていただきます。

資料6をご覧ください。

実施期間については、当初、昨年12月13日から12月27日としておりましたが、年末のお休み期間にも回答してもらえよう、調査期間の途中に、全対象家庭にお送りした調査協力のお礼はがきの中で調査期間を31日まで延長する旨を案内し、実施

させていただきました。

前回の会議で皆様にご審議いただいた調査票、表に記載の10種類に基づき実施させていただきました。内訳は表に記載のとおりですが、総計では、配布21,155件、有効回答数8,234件、有効回収率38.9%でございました。

前回会議でご説明いたしましたとおり、3つの計画に関する設問を設けましたので設問数が前回より増加したことから、見やすい調査用紙とする工夫や用紙回答に加えオンライン回答を導入した他、ポスターなどでの調査の周知等を行いました。

前回と比べてやや低い回収率となりましたが、市内全域から回答いただきましたので、計画作成のための貴重な資料となりました。協力いただきました皆様に感謝申し上げます。

設問数が増えると回答する方の負荷が増すという相反する課題がありますので、その点を踏まえ、次回の調査に向け更なる工夫について検討してまいりたいと考えています。

ちなみに、有効回答数のおよそ6割はオンライン回答であり、およそ4割が用紙回答という結果でございました。

3月末頃を目途に、調査結果報告書を取りまとめていく予定で、現在、各設問の分析に取り掛かっておりますので、報告書が完成しましたら、皆様方に共有させていただきます。また、次回以降の会議において、計画案をお示ししていく予定でおりますので、その中で結果についても触れさせていただきたいと考えております。

#### ○佐藤副会長

それでは、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。はいありがとうございます。

### 3. 閉会

#### ○佐藤副会長

本日の議事は以上となります。長時間に渡り、ありがとうございました。

事務局から連絡事項などはありますか。

#### ○事務局（こども政策課長補佐）

ご審議ありがとうございました。

次回の子ども・子育て会議につきましては、5月頃を予定しております。

来年度から本格的に計画策定に向けた取り組みを行ってまいります。

次回会議では、計画策定にあたり、計画の体系図等を委員の皆様にご報告させていただきたいと考えております。

開催通知については、後日、事務局よりご連絡いたしますので、その際にご予定くださいますようお願いいたします。事務局からは以上です。

#### ○佐藤副会長

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。